

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令」の公布について

平成25年9月10日  
消費者庁

- 1 消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日から施行されることを踏まえ、消費者庁は、同年7月25日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令」（以下「消費税転嫁対策特別措置法内閣府令」といいます。）の原案を公表し、同年8月23日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところです。
- 2 今回の意見募集では、1件の意見が提出されました。消費者庁は、この意見を慎重に検討するなどした結果、原案に技術的な修正を施した上で、別紙1のとおり、本日付けで消費税転嫁対策特別措置法内閣府令が公布されました。  
提出された意見の概要及びこれに対する消費者庁の考え方は別紙2のとおりです。
- 3 消費税転嫁対策特別措置法内閣府令の施行日は、平成25年10月1日となります。

本件に関する問合せ先  
消費者庁表示対策課 星、柴田  
TEL : 03(3507)9193